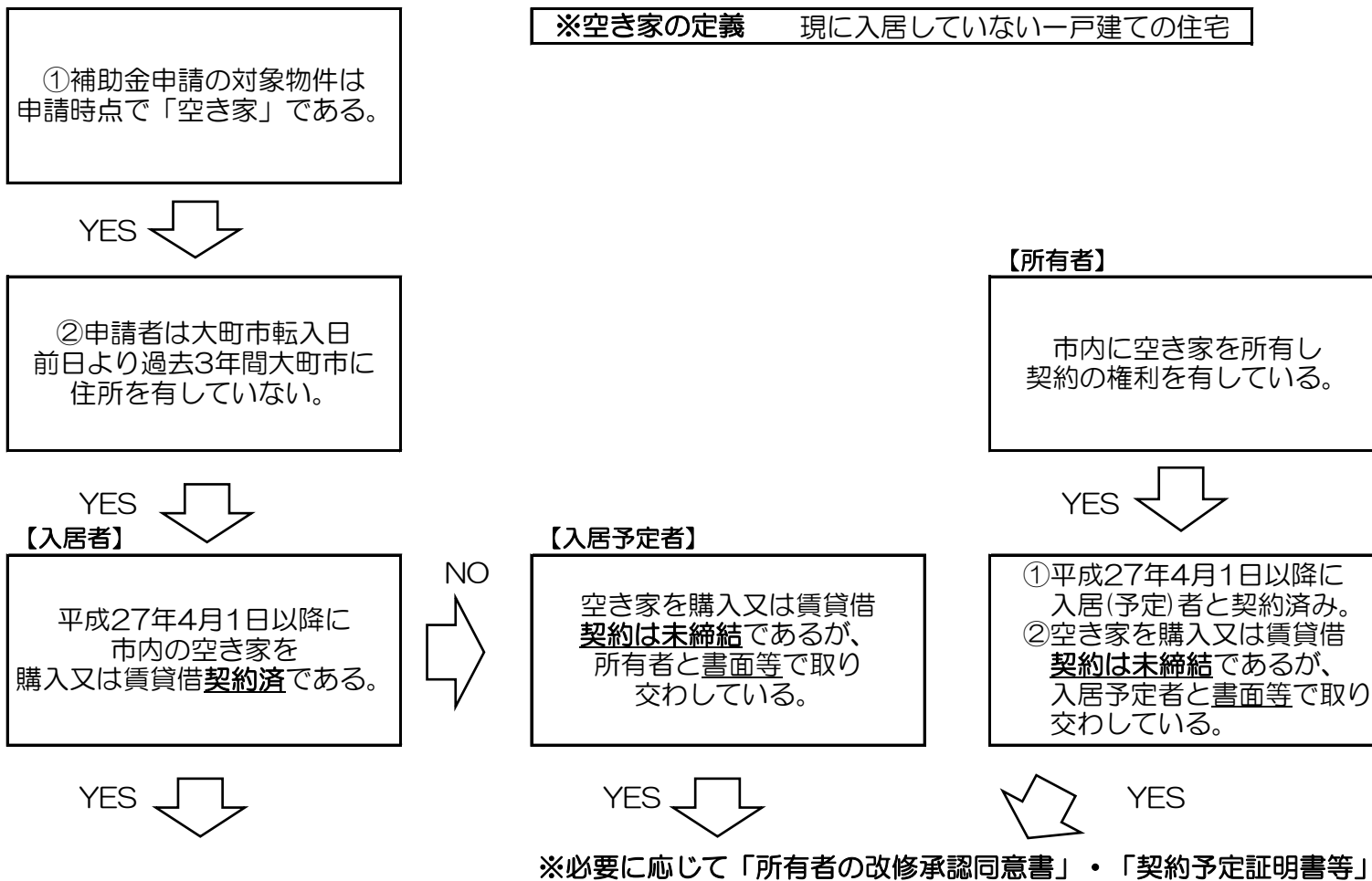


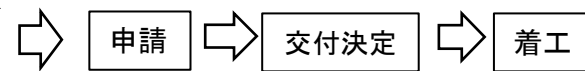
空き家改修事業補助金申請までのフローチャート

※空き家の定義 現に入居していない一戸建ての住宅



その他申請要件

- ①大町市内の補助対象以外の住居にすでに居住している場合は、転入日から2年以内の申請であること
- ②改修着工前であること。
- ③申請年度内に改修等が完了見込であること。
- ④改修等の内容及び業者が要綱と一致すること。10万円以上の改修であること。
- ⑤国・県・市の他の補助対象工事でないこと。
- ⑥改修等した空き家に住民登録し、5年以上定住すること。《確約書》
※転入見込者は、交付確定時には住民登録が必要。
- ⑦補助対象者及び世帯全員が市税滞納していないこと。



《実績報告》
※改修等完了日から30日以内、又は当該年度内のいずれか早い日に提出。審査、確定ののち、補助金交付。